

鹿 児 島 県 体 操 協 会 規 約

第 1 章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は鹿児島県体操協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長指定のところにおく。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は鹿児島県における体操競技，新体操，トランポリン，一般体操の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は，前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種の競技会・講習会・実演会・研究会等の開催
- (2) 各種の県外競技会への代表者の選考と派遣
- (3) 各種別の普及・促進を図るとともに，選手の強化に務める。
- (4) 指導者および審判員の養成と派遣
- (5) 各種別に関する研究・記録の収集と広報
- (6) 優良団体・優秀選手の表彰
- (7) その他，本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 組織および資格

(組織)

第5条 本会は鹿児島県における学校，クラブ，個人の登録者をもって組織する。

(資格)

第6条 本会は体操競技，新体操，トランポリン，一般体操の団体を管轄し，鹿児島県体育協会に加盟する代表権を有する。

第 4 章 加盟および脱退

(加盟)

第7条 前条の加盟団体（以下，加盟団体と称する）および個人は，毎年度理事会の議決を得て登録申請により加盟するものとする。

- 2 加盟団体および加盟者は別に定める加盟に関する規定を守らなければならない。

(脱退)

第8条 本会の加盟団体・加盟者として不相当と認められたときは，総会の決議を経て脱会させることができる。

第 5 章 役員

(役員)

第9条 本会には，次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名
常任理事 若干名 理事 若干名 監事 2名

(役員を選任)

第10条 会長・副会長は，理事会で推挙し総会で決定する。

- 2 理事長は，理事の互選により選出する。
- 3 理事長は，必要に応じて理事長代行および副理事長を委任することができる。
- 4 常任理事は，理事会により推薦し総会において決定する。
- 5 理事は，総会により選出する。
- 6 監事は，総会により選出する。

(役員職務)

第11条 会長は，本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は，理事会を代表し，本会の日常業務を処理する。
- 4 常任理事は，理事会の議決に基づき，本会の業務を処理する。
- 5 理事は，本会の一般会務を掌握する。
- 6 監事は，本会の財務を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

- 2 補充または増員により選任された役員任期は，前任者または現任者の残任期間とする。

第 6 章 顧問および参与

(顧問)

第 13 条 顧問は、会長が委嘱することができる。

(参与)

第 14 条 参与は、会長が委嘱することができる。

第 7 章 会議および機関

(機関)

第 15 条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 その他、必要に応じて会長が会議を招集することができる。

(総会)

第 16 条 総会は、会長、副会長、理事、および会員（本会加盟団体の代表者および本会に登録を完了した会員）をもって構成する。毎年 1 回以上開催し、会長はこれを招集し議長となる。

- 2 総会は、2 分の 1 の出席で成立する。
- 3 総会に出席できないときは、他の会員に委任することができる。
- 4 総会は、本会の最高決議機関であり、予算、決算および事業の報告と計画の承認、役員任免、規約、諸規則等、その他重要事項を決定する。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(理事会)

第 17 条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長がこれを招集しその議長となる。

- 2 理事会は、総会に提出する議事の作成、総会で議決された事項の執行、総会から委任された重要事項の処理、その他の本規約に規定された事項の執行にあたる。
- 3 理事会は、過半数の出席で成立する。議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(常任理事会)

第 18 条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、会長が招集しその議長となる。

- 2 常任理事会は、理事会から委任された事項の処理、緊急事項の処理、その他日常業務の執行にあたる。緊急事項の処理は、次回理事会に報告して承認を得なければならない。
- 3 常任理事会のもとに次の専門部をおくことができる。
 - (1) 競技部
 - (2) 審判部
 - (3) 強化部
 - (4) 一般体操部
 - (5) 高体連専門部
 - (6) 中体連専門部
- 4 各専門部の部長及び委員は会長が委嘱する。任期は第 12 条に準ずる。

第 8 章 会計

(会計)

第 20 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 役員選手登録料
 - (2) 加盟団体負担金
 - (3) 事業による収入
 - (4) 寄付金および補助金
 - (5) その他の収入
- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
 - 3 予算・決算は総会の承認を得なければならない。
 - 4 決算は、毎会計年度終了後、決算報告書を作成し監事の監査を受ける。
 - 5 登録料・加盟金の規定は別に定める。

第 9 章 規約

(規約の改正)

第 21 条 本規約の条項は、総会において改正することができる。

「附則」 昭和 50 年 5 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 19 日改正
平成 27 年 4 月 18 日改正
平成 28 年 4 月 23 日改正